

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 の 2 の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 7 年 8 月 18 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 賃貸借物品の名称及び数量

令和 7 年度自動車（小型貨物、新車）1 台

(2) 賃貸借物品の仕様

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

令和 8 年 2 月 10 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

(4) 引渡し期限

令和 8 年 2 月 10 日

(5) 借入場所

入札説明書による。

(6) 入札方法

ア 本件入札は、紙入札により行うものであること。

イ 入札金額は、入札説明書に示す方法に従って計算した賃貸借期間中の賃貸借料（賃貸借及びメンテナンス等に要する一切の諸経費を含む。）の総額を入札書に記載すること。

ウ 契約に当たっては、入札書に記載された金額をもって契約金額とするので、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の額を含めた契約申込金額とすること（消費税不課税、非課税のものを除く。）。課税事業者にあつては、併せて、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 6 年鳥取県告示第 507 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分がその他の賃借の自動車に登録されている者であること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付出第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

(5) 自動車のリース契約を締結し、令和 5 年 8 月 19 日（土）から令和 7 年 8 月 18 日（月）までの間にその履行を完了した実績又は現在履行している実績を有する者であつて、自動車の貸付けを確実に履行できる者であること。

(6) 1 の (1) に示した物品を自社で所有し（令和 7 年 8 月 18 日（月）以降に取得する場合を含む。）、引渡し期限までに借入場所に納入することができる者であつて、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを鳥取県の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県総務部総合事務センター庶務集中課

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部総合事務センター庶務集中課集中化業務担当

電話 0857-26-7495

電子メール shomushuchu@pref.tottori.lg.jp

(2) 入札説明書等の交付方法

令和7年8月18日(月)から同年9月1日(月)までの間にインターネットの鳥取県総務部総合事務センターのホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/273915.htm>)から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和7年8月18日(月)から同年9月1日(月)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1) に同じ

(3) 郵便等による入札

認めない。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和7年9月5日(金) 午前10時開札。

イ 場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁議会棟3階 第14会議室

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者にあつては、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、令和7年9月1日(月)正午までに郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であつて、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。